平成28年4月版医科診療行為マスター登録内容の一部変更(H28.5.27現在)

区分番号	診療行為 コード	省略漢字名称	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A317-00	190152370	重症児(者)受入連携加算(特定一般病棟入院料)	5	上限回数	1	0	訂正 (上限回数の設定がもれているため)
A400-00	190195910	短手3 (水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・両側)	5	歯科適用区分	1	0	訂正 (歯科適用区分の設定誤りのため)
A400-00	190196010	短手3 (水晶体再建術・眼内レンズ挿入・その他・両側) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196110	短手3 (水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・両側)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196210	短手3 (水晶体再建術・眼内レンズ挿入しない・両側) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196310	短手3 (経皮的シャント拡張術・血栓除去術)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196410	短手3 (経皮的シャント拡張術・血栓除去術) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196510	短手3 (鼠径ヘルニア手術 (3歳未満))	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196810	短手3(鼠径ヘルニア手術(3歳未満))(生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190196610	短手3(鼠径ヘルニア手術(3歳以上6歳未満))	5	歯科適用区分	1	0	11
A400-00	190196910	短手3 (鼠径ヘルニア手術 (3歳以上6歳未満)) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	п
A400-00	190196710	短手3(鼠径ヘルニア手術(6歳以上15歳未満))	5	歯科適用区分	1	0	11
A400-00	190197010	短手3 (鼠径ヘルニア手術 (6歳以上15歳未満)) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	п
A400-00	190197110	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳未満))	5	歯科適用区分	1	0	11
A400-00	190197410	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳未満))(生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	11
A400-00	190197210	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(3歳以上6歳未満))	5	歯科適用区分	1	0	п
A400-00	190197510	短手3 (腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (3歳以上6歳未満)) 生活療養	5	歯科適用区分	1	0	11
A400-00	190197310	短手3(腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(6歳以上15歳未満))	5	歯科適用区分	1	0	11

区分番号	診療行為 コード	省略漢字名称	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A400-00	190197610	短手3 (腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (6歳以上15歳未満))生活療養	5	歯科適用区分	1	0	訂正 (歯科適用区分の設定誤りのため)
A400-00	190197710	短手3 (体外衝撃波腎・尿管結石破砕術)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190197810	短手3 (体外衝撃波腎・尿管結石破砕術) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190197910	短手3 (ガンマナイフによる定位放射線治療)	5	歯科適用区分	1	0	n
A400-00	190198010	短手3 (ガンマナイフによる定位放射線治療) (生活療養)	5	歯科適用区分	1	0	n .
D215-00	160207270	微小栓子シグナル加算	5	省略力ナ名称	ヒ゛ショウセンシシク゛ナルカサン	ヒ゛ショウセンシシク゛ナル	訂正(省略カナ名称の設定誤りのため)
D238-00	160207610	脳波検査判断料 1	5	省略力ナ名称	ノウハケンサハンタ゛ンリョウ1	ノウハケンサハンタ゛ンリョウ	n .
D238-00	160147610	脳波検査判断料 2	5	省略カナ名称	ノウハケンサハンタ゛ンリョウ2	ノウハケンサハンタ゛ンリョウ	n
D238-00	160207710	遠隔脳波検査判断料 1	5	省略力ナ名称	エンカクノウハケンサハンタ`ンリョウ1	エンカクノウハケンサハンタ゛ンリョウ	n
E003-00	170034310	造影剤注入(点滴注射)(乳幼児)	5	歯科適用区分	1	0	訂正 (歯科適用区分の設定誤りのため)
E003-00	170034410	造影剤注入(点滴注射)	5	歯科適用区分	1	0	II.
E003-00	170034510	造影剤注入(点滴注射)(その他)(入院外)	5	歯科適用区分	1	0	IJ
E003-00	170034610	造影剤注入(動脈注射)(内臓)	5	歯科適用区分	1	0	II .
E003-00	170034710	造影剤注入(動脈注射) (その他)	5	歯科適用区分	1	0	II .
J045-02	140056170	一酸化窒素ガス加算(新生児低酸素性呼吸不全)	5	医療観察法対象区分	3	2	訂正 (医療観察法対象区分の設定誤りの ため)
J045-02	140056270	70 一酸化窒素ガス加算(その他)	5	病院・診療所区分	0	1	訂正 (病院・診療所区分の設定誤りのため)
J045-02			5	医療観察法対象区分	3	2	訂正 (医療観察法対象区分の設定誤りの ため)
K000-00	150391350	皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、長径5cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	訂正 (歯科適用区分の設定誤りのため)
K000-00	150391450	皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、長径5cm以上10cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	II .
K000-00	150391550	皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、長径20cm以上、頭頸 部)	5	歯科適用区分	1	0	II

区分番号	診療行為 コード	省略漢字名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
K000-00	150391650	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達する、長径10cm以上、その他)	5	歯科適用区分	1	0	訂正 (歯科適用区分の設定誤りのため)
K000-00	150391750	皮膚採取(培養用、筋肉等に達しない、長径5cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	II.
K000-00	150391850	皮膚採取(培養用、筋肉等に達しない、長径5cm以上1 0cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	II.
K000-00	150391950	皮膚採取 (培養用、筋肉等に達しない、長径10cm以上)	5	歯科適用区分	1	0	n
K000-02	150393250	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、2.5cm未 満)	5	歯科適用区分	1	0	11
K000-02	150393350	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、2.5cm~5 cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	II.
K000-02	150393450	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、5 c m~1 0 c m未満)	5	歯科適用区分	1	0	II.
K000-02	150393550	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達する、10cm以上)	5	歯科適用区分	1	0	II.
K000-02	150393650	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達しない、2.5cm未 満)	5	歯科適用区分	1	0	11
K000-02	150393750	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達しない、2.5cm~ 5cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	II.
K000-02	150393850	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達しない、5cm~10cm未満)	5	歯科適用区分	1	0	11
K000-02	150393950	小児皮膚採取(培養用、筋肉等に達しない、10cm以 上)	5	歯科適用区分	1	0	n .
K059-00	150392050	骨移植術(自家骨又は非生体同種骨移植と人工骨移植の併施、特殊)	5	歯科適用区分	1	0	11
K059-00	150392150	骨移植術(自家骨又は非生体同種骨移植と人工骨移植の併施、その他)	5	歯科適用区分	1	0	II.